

## 第4回安来市下水道使用料等審議会 議事録

日時：令和元年12月10日（火）14：00～

場所：安来庁舎 3階 防災対策室

### ○出席者

出席委員 10名

吉村委員、富田委員、江戸委員、若狭委員、岩見委員、長島委員、鈴木委員、真野委員、  
蒲生委員、山根委員

欠席委員 無し

安来市

池田上下水道部長、高家上下水道部次長兼下水道課長、長谷川主査、松浦管理係長、  
平野計画係長、池田主任

### ○配布資料

会議次第、安来市下水道使用料等審議会資料（第4回）

### 1. 開会

### 2. 池田上下水道部長あいさつ

### 3. 議事

事務局

当審議会は市の附属機関であるため『公開』が原則である。議事録について、各委員からの発言内容を個人名を伏せた形に調整し、市のホームページ上で公開する。また、本日、議事録作成のため録音をするので、了解をお願いする。

本日、委員10名全員に出席していただいているので、会議が成立していることを報告する。

日程3) 議事 条例第5条により、会長に進行をお願いする。

議長

議事録署名の委員、蒲生委員 山根委員 2名を指名する。

議長

議事に入る前に、本日の会議の進め方について事務局からの説明を求める。

事務局

最初に、前回資料の訂正があるので説明する。

次に、前回質問があった段階的な改定の可否について、その検討結果を説明する。続いて、階層別改定率について、前回、委員の皆さんから多くの意見があり、それを元に4つの試算例を作成したので説明する。

最後に、これまでの審議内容と委員の皆さんの意見を集約し、本審議会としての答申のまとめをお願いしたい。なお、審議不十分である場合、次回会議も開催可能であるので、忌憚のない意見をお願いしたい。

議長

意見はないか。

意見なし

議長

議事に入る

1) 前回資料の訂正

2) 前回までの質疑に対する回答

3) 階層別改定率の試算

について事務局に説明を求める。

事務局	1)～3)を別紙資料により説明
議長	意見はないか。
委員	段階的改定について、資料4ページで、毎年度パンフレットを作成する前提で推計したと説明があった。必ずしも、毎年度作成しなくとも良いのではないか。また、資料5ページについて、令和5年度の公共下水道の歳出額が大きく減少しているのはなぜか。
事務局	パンフレットについてはご指摘のとおり、必要な部分の改訂にとどめるなど、経費削減に努めたい。 資料5ページの公共下水道の歳出額の減少については、整備が進むことで、新たな建設事業が少なくなるためである。 令和5年度は雨水排水事業が、令和9年度は公共下水道の汚水処理事業が一区切りつくことによるものである。
委員	資料13ページの試算④について、±2.5%以内とはどういう意味か。
事務局	平均改定率20.3%に対して、各単価の改定率を±2.5%以内に収めたという意味である。
委員	資料9ページの試算②について、逡増度というのは101m <sup>3</sup> 以上の単価の改定率10%のことを指すのか。
事務局	逡増度は、一番汚水量の多い階層の単価を基本料金の単価で割った数値であり、使用料体系の累進性を示すものである。 試算②の「逡増度を緩和したうえで、20m <sup>3</sup> 以下の増加率を緩和した」というのは、逡増度を緩和するため汚水量の多い階層の改定率を低く抑えつつ、基本料金と20m <sup>3</sup> までの階層の改定率をそれ以上の階層より若干低く抑えた、という意味である。
委員	資料9ページの試算②について、21～40m <sup>3</sup> の改定率が一番大きい25%であるのは、こうしないと使用料総額の651百万円が確保できないということか。
事務局	お見込みのとおりである。21～40m <sup>3</sup> の階層は、一番調定件数が多い。基本料と20m <sup>3</sup> 以下の改定率を低く抑えるためには、21～40m <sup>3</sup> の階層の改定率を若干大きくする必要があった。
委員	21～40m <sup>3</sup> の階層の改定率が一番大きいのは納得がいかない。算定された使用料は1か月のものであるもので、実際に請求される金額はこの2倍になる。そう考えた場合、大変厳しいものであると思う。
議長	確認であるが、試算例の中から審議会として望ましいものを選ぶ必要があるのか。
事務局	審議会として意見が纏まるのであれば、選んでいただけるとありがたい。難しいければ、いただいた意見を参考に市としての考えを検討したい。

議長	意見はないか。
	意見なし
議長	次の議題に移る。 使用料改定はやむを得ないということで、各委員とも共通認識を持たれたと理解して良いか。
	異議なし
議長	答申内容を検討する。議論のため、私と事務局とで相談してたたき台としての答申案を作成した。 配布するので、それを元に議論していただいてよろしいか。
	異議なし
議長	(配布後、内容を読み上げ説明) 意見はないか。
委員	水道事業と同様に、段階的に改定すべきと思う。使用料算定期間が3年間であるので、3年間で段階的に引き上げてはどうか。
議長	水道事業は、改定案が30%の大幅な引き上げであったので、3年間の段階的な改定となったと聞いている。 今の意見を、答申書に記載する方が良いのか、答申書提出の際に口頭で伝える方が良いのか、考える必要がある。答申は、審議会としての基本的な考えを市長に答えるものである。事務処理については、市議会もあるので、ある程度を市執行部に任せる必要があると考える。そのこともご考慮いただきたい。 先ほど試算例が複数示されたが、答申内容に、案のような文言が良いか。
委員	答申を受けて、市としての方針を決定し、市議会に諮ることになるのか。
事務局	お見込みのとおり。最終的には、市議会で決定されることになる。 なお、いただいたご意見は、審議会の議事録に記録するので、内部で検討する際の参考となる。
委員	段階的な引き上げが望ましいことについて、答申に盛り込んではどうか。
議長	一度に大幅な改定を行うことは避けていただきたいという文言にしてはどうか。
	異議なし
委員	今後のスケジュールはどうなるか。

事務局	<p>今回の資料は、令和2年10月に改定を行う前提で試算している。改定までに市民に周知しなければならず、周知期間が少なくとも3か月程度は必要であると考えている。</p> <p>よって、令和2年6月議会に条例改正案を上程したいと考えている。その前に、令和2年3月議会で市の考えを示したい。</p> <p>今回、12月に答申をいただいた場合、1月中に市としての考えをまとめる必要があると考えている。</p>
議長	10月に改定した場合、実際には12月分の使用料から反映されるのか。
事務局	10月に改定した使用料が完全に反映されるのは11月検針からになる。従って、11月に検針して12月に請求し、1月に納付していただくものから反映されるというスケジュールになる。
委員	本審議会は、市民の立場にたった審議会であると思う。経営が成り立たないため改定が必要であるということも分かるが、市民の生活が困窮している中で「やむなく」という表現を、答申にもう少し入れるべきであると思う。市民の生活は、他の公共料金も値上げされ厳しい状況である。
議長	<p>答申の冒頭か改定率の箇所かに、市民生活が厳しい状況であることを加えたいと思うがいかがか。</p> <p>異議なし</p>
委員	付帯意見にも記載があるが、今回12年ぶりの使用料改定ということで、市民に一度に大きな負担がかかることになる。このようなことが今後無いように、令和2年以降は毎年検証してほしい。
委員	付帯意見が大変分かり易くまとめられている。今後は付帯意見を尊重していただきたい。
委員	付帯意見1で、この審議会の開催が平成19年度以来12年ぶりと書かれているが、表現を改めた方が良いのではないか。
委員	先に料金改定を行った水道事業と審議会が別であるが、今後は個別でのみ検討するのではなく、公共料金全体でどのように変わるのかということが分かるように検討できれば良いと思う。
事務局	他の自治体では、上下水道料金という形で一緒に検討しているところもあるので、同時に開催することが可能であればその方向で検討したい。
委員	近い将来、上下水道で組織統合することも考えていると会議の中で話があったと思うがどうか。
事務局	<p>法の規定により、水道事業会計と下水道事業会計とを一本化することはできない。ただし、組織統合して、相互の事務を兼務して行うことは可能である。人件費抑制のため、将来の見直し事項として検討したいと考えている。</p> <p>現在は、双方とも建設事業を多く抱えており、人手が足りず兼務で業務を行うことができない状況であるが、建設事業が一段落して維持管理主体に移ったタイミングで組織統合を行うことも、一つの検討材料であると考えている。</p>

議長	他に意見はないか。
	意見なし
議長	他に意見がないようであるので、先ほどいただいた意見も踏まえ、私が事務局と相談しながら最終的な答申に仕上げていきたいと考えている。詳細は後程お知らせするが、答申の作成を私にご一任いただけるか。
	異議なし
議長	ありがとうございます。答申はいつ頃になるか。
事務局	12月23日の週で、会長から市長に答申していただく日を調整したいと考えている。
議長	皆様のご協力によって、4回の審議会において一定の方向性を見出すことができた。今後は私の方で、皆さんからの意見をきちんと反映させた答申に仕上げていきたいと思うので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

#### 4. その他

- ・委員の解任は答申後となる。答申後、改めて文書でお知らせする。
- ・答申書を事前に送付するので、ご確認をお願いします。何か意見があれば、事務局までお願いします。

#### 5. 閉会

- ・池田上下水道部長

以上15：10閉会